

国民健康保険システム標準化

令和6年度標準仕様書改定 第3回検討会

令和7年1月24日

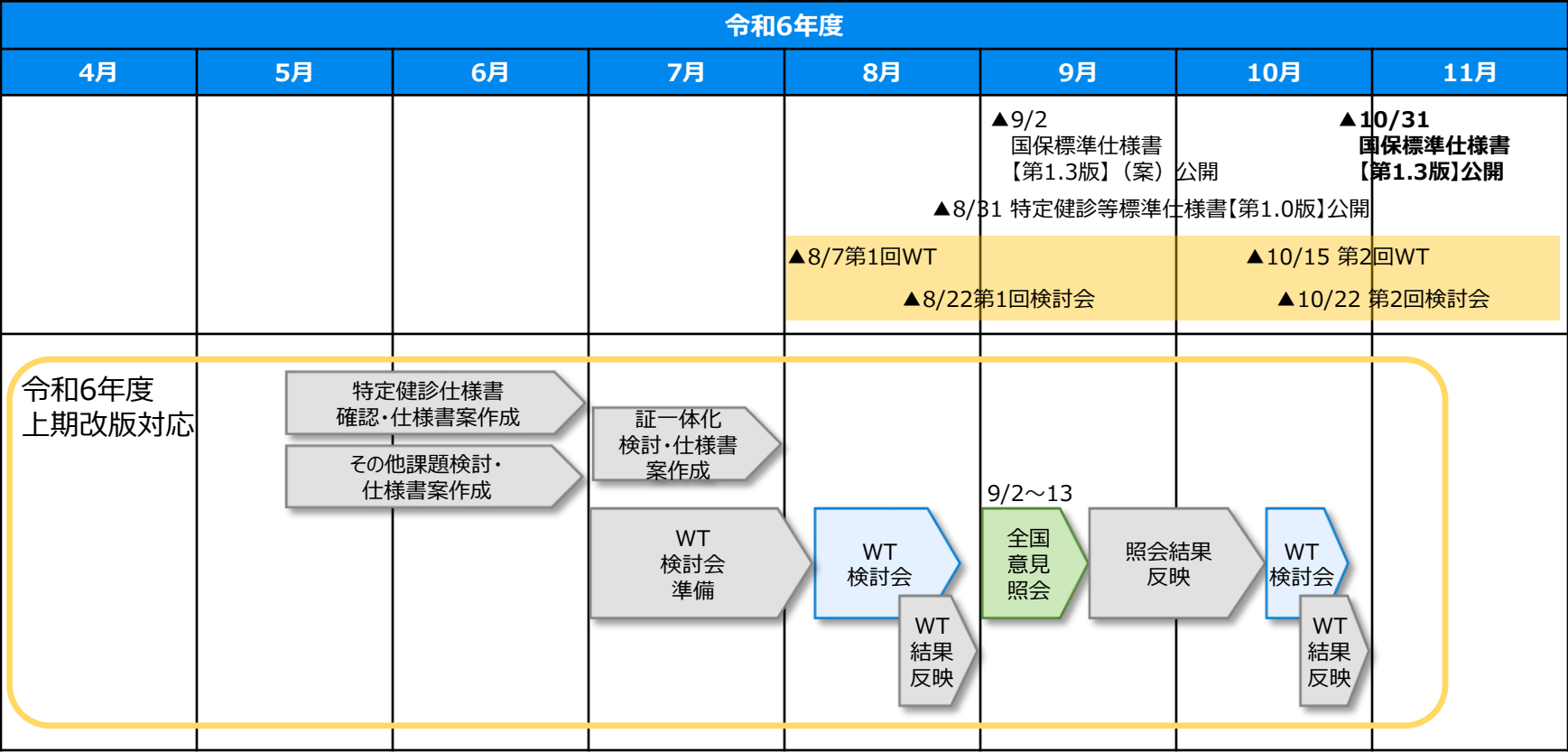
目次

- 1． 国保標準仕様書【第1.3版】公開までの実施経緯と実施内容
- 2． 国保標準仕様書【第1.4版】公開に向けた実施事項
- 3． 制度改正等に関する要件の取り込みについて
- 4． 実装必須機能（経過措置対象）の整理について
- 5． その他修正
- 6． 今年度スケジュール

1. 国保標準仕様書【第1.3版】公開までの実施経緯と実施内容

国民健康保険システムの標準化においては、令和3年度より検討を開始し、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）を公開し、その後も制度改正や持ち越し事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改定を行い、令和6年度上期においてはマイナンバーカードと健康保険証の一体化対応等の検討を行い、**令和6年10月31日に国保標準仕様書【第1.3版】を公開したところ。**

 : 事務局が実施する作業  : 検討会・WT・ベンダWT構成員が参加する作業



2. 今年度下期実施事項

標準化の対応としては、デジタル庁より示された「地方公共団体情報システム標準化基本方針（改定案）について」（令和5年7月展開）（※）のとおり、**令和5年3月末時点で公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度末までに移行**することを目指すこととなる。

他方、国保標準仕様書においては、来年度に向けた制度改正に対応する必要があることから、引き続き改定を行う。
なお、**令和5年度以降の改定にて追加・変更した機能要件等の適合基準日については、令和7年度末までに適合が必要となる制度改正に係る事項を除き、令和8年度以降となる。**

（※）当該資料については令和6年12月24日に改訂されている。

今年度下期において、対応を予定している内容は以下のとおり。

・ **制度改正等に関する要件の取り込みについて**

今年度下期に国保として検討すべき制度改正等として、国民健康保険料のeLTAXを活用した公金収納及び子ども・子育て支援金制度に係る要件の内容を整理する。

⇒後述【3章】に記載。

・ **実装必須機能（経過措置対象）の整理について**

第1回検討会（令和6年8月22日開催）にてご承認いただいた一部の実装必須機能を時限を設けた標準オプション機能として扱う対応内容を整理する。

⇒後述【4章】に記載。

・ **その他修正について**

これまでにいただいたご意見等を踏まえて、改めて事務局において検討を行い、修正が必要と判断した対応内容を整理する。

⇒後述【5章】に記載。

3. 制度改正等に関する要件の取り込みについて

今後対応が必要となる制度改正等については以下のとおり。

#	項目	対応方針及び対応状況	国保標準仕様書【第1.4版】(案)への取込有無	国保標準仕様書【第1.4版】(案)における修正対象
1	eLTAX活用に係る対応について	eLTAX活用に係る対応については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）の「共通課題対策分野」において、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるようにするため、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することが示された。 <u>国民健康保険料についても、eLTAXを活用した収納の対応が必要となることから、国保標準仕様書への機能の取り込みを行った。</u>	<u>取込済み</u>	(別紙2) 機能・帳票要件 (別紙4) 帳票レイアウト
2	子ども・子育て支援金対応について	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。）の成立により、新たに <u>子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険者が賦課・徴収する保険料に子ども・子育て支援金を含めることとされたため、国保標準仕様書への取り込みを行った。</u>	<u>取込済み</u>	(別紙2) 機能・帳票要件 (別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) eLTAX活用に係る対応について

課題

eLTAX活用に係る対応については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）の「共通課題対策分野」において、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるようにするため、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することが示された。

また、上述の規制改革実施計画に基づき、デジタル庁及び総務省並びに地方公共団体が収入する公金に係る制度を所管する関係府省庁（以下「関係府省庁」という。）においては、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」（令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定）にて、いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、全国的に共通の取扱いとして、eLTAXを活用した納付を行うことができるよう市区町村に重点的に要請を行うことが示された。

これらの決定に基づき、国民健康保険料について、eLTAXを活用して収納を行うための機能要件を国保標準仕様書に反映する必要がある。

方針（結論）

上記の決定を受けて、令和6年6月に公開されたeLTAX見積参考資料を基に事務局において検討を行った結果、以下の方針（案）にて対応を行った。

○ 実装類型と適合基準日について

規制改革実施計画において示されたeLTAXを活用した公金収納の開始期限である令和8年9月までは、標準化にむけた準拠対応や子ども・子育て支援金対応等の大型の制度改正にかかわる対応が集中している状況であり、国民健康保険料のeLTAXに対応する機能要件を実装必須とした場合、市区町村及びベンダの対応が困難な状況になることが予想される。また、財務会計システムの更新時期が市区町村によって大きく異なり、一律の適合基準日を定めることが難しいことから、厚生労働省と検討を行った結果、国民健康保険料のeLTAXに対応する機能要件については、適合基準日の定めがない標準オプション機能として規定した。

○ 追加すべき機能要件について

税務標準仕様書と国保標準仕様書の機能要件を比較し、税務標準仕様書に規定されているが、国保標準仕様書に規定していない機能要件の有無を確認した結果、税務標準仕様書における実装必須機能は、記載粒度や記載内容について若干の差異があるものの、国保標準仕様書の要件として規定済みであることから、国保標準仕様書の国民健康保険税に関する機能要件を基に、国民健康保険料のeLTAX対応に伴う要件の見直しを行った。

また、標準オプション機能については、税務標準仕様書及び介護標準仕様書において規定されているが、国保標準仕様書に規定されていない機能が2機能存在したため、国保標準仕様書へ追加した。

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) eLTAX活用に係る対応について

方針（結論）

前ページに示した方針（案）に従い、機能・帳票要件の修正内容を抜粋して以下に示す。

○ 国民健康保険税に関する機能要件をもとに、国民健康保険料に関する機能要件を以下のように追加した。

(修正例)

機能名称 小分類	改定種別	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
				指定 都市	一般市 区町村	
13.2.2 消込処理		0241437	共通納税の消込処理が一括又は個別でできること。 ※税の場合は実装必須機能。	◎	◎	・ 共通納税の消込処理については、税の場合に必須機能といたしました。
13.2.2 消込処理	新規追加	0241438	共通納税の消込処理が一括又は個別でできること。 ※保険料の場合	○	○	・ 【第1.4版】 eLTAXを活用した公金収納について、令和8年9月までに開始するよう示されたことに伴い、要件を新たに追加しました。

規定済みの税の機能要件

料の機能要件を標準オプションにて追加

修正内容の詳細は、「【資料No3】国保標準仕様書【第1.4版】（案）」の「別紙2 機能・帳票要件_02_賦課管理（収納）」及び「（別紙2）国保_機能・帳票要件_02_賦課管理（滞納）」を参照。

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) eLTAX活用に係る対応について

方針（結論）

○税務標準仕様書及び介護標準仕様書に規定されており、国保標準仕様書に規定されていない標準オプション機能を2機能追加した。

機能名称 小分類	改定種別	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
				指定 都市	一般市 区町村	
13.2.2 消込処理	新規追加	0242793	納付情報管理ファイル、納付情報ファイル（納付日ベース）、納付情報ファイル（入金日ベース）の取り込み、管理にあたっては、税目・料金番号等により必要な納付データのみを取り込み、管理ができること。また、取り込み後に取り込み対象外のデータをファイル出力できること。	○	○	・【第1.4版】税収納仕様書において共通納税に関する要件が標準オプション機能にて追加されたことにより、税収納と同様に要件を追加しました。
13.13.2 共通納税 インターフェースシステムとの 連携（納付書情報のアップロード）	新規追加	0242787	共通納税インターフェースシステムに納付書情報登録処理結果を照会できること。 ※1 照会するための処理結果検索キーを保持できること ※2 取得結果にエラーファイルがある場合、エラーとなった案件及びエラー内容を特定できること	○	○	・【第1.4版】他制度との横並びにて要件を追加しました。

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) eLTAX活用に係る対応について

方針（結論）

○ 国保においては、国民健康保険税に係るeLTAXに関する機能要件の規定を行う際に、収納業務に携わる下記5団体からの意見を反映済みであった。今般、国民健康保険料に係るeLTAXへの対応に際し、国保・後期・介護に対し、改めて同団体へ意見照会が行われた。それらのご意見を踏まえ、事務局において検討を行い、反映が必要と判断した内容を取り込んだ。

- ・ ゆうちょ銀行
- ・ 全国銀行協会
- ・ 日本代理収納サービス協会
- ・ 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会
- ・ 日本マルチペイメントネットワーク運営機構

○ 帳票レイアウトの修正内容と修正理由（抜粋）

#	様式	修正内容	修正理由
1	マル公	督促手数料・延滞金等の手書き欄を削除 （欄削除に伴い、コンビニ収納欄、納付者氏名欄のレイアウトをカク公様式にあわせて修正）	督促手数料や延滞金等を活用し、納付合計金額がeL－QR格納金額と相違する場合、督促手数料や延滞金等の徴収漏れといったミスや受付できない場合が生じるとのご指摘をいただいたため、当該欄を削除することとした。
2		納入済通知書のMTID「33」削除	記載不要との指摘があり削除した。
3		領収印欄左横に「〇〇県〇〇市」追加	その他帳票との横並びの観点で修正した。
4	カク公	納付書の領収印下の「取りまとめ店（ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター）」の記載削除	納付書（カク公様式）には、取りまとめ店（ゆうちょ銀行 公金QR受持貯金事務センター）の記載は不要との指摘があり削除した。
5		納入済通知書の納付者氏名欄のeL番号の出力削除	MPN標準帳票の場合、eL番号は「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」及び「納付区分」欄に印字するため、納入済通知書の下部に記載の「eL番号」は不要との指摘があり削除した。
6		原符兼払込金受領証及び領収証書に納期限欄追加	原符兼払込金受領証及び領収証書に「納（付）期限」欄を設けるよう依頼があり修正した。
7		原符兼払込金受領証にペイジマーク追加	税務システムと横並びの観点で修正した。
8	マル公 ／カク公	督促状の領収証書のタイトルを「督促状兼領収証書」に変更	タイトル修正の依頼があり修正した。
9		領収証書のタイトル横にマル公／カク公マークを追加	マル公／カク公マークを印字するよう依頼があり修正した。
10		督促状の領収証書の納付額合計欄に「円」追加	金額項目について他項目と横並びの観点で修正した。

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(1) eLTAX活用に係る対応について

方針（結論）

○ 帳票レイアウト修正箇所（抜粋）

「33」を削除

タイトルを修正

マル公マークを追加

手書き欄を削除

「円」を追加

その他、修正内容の詳細は「【資料No3】国保標準仕様書【第1.4版】（案）」の以下の標準仕様書を参照。

- ・「別紙 3 帳票詳細要件_02_賦課管理」
- ・「別紙 3 帳票詳細要件_02_賦課管理（収納）」
- ・「別紙 3 帳票詳細要件_02_賦課管理（滞納）」
- ・「別紙 4 帳票レイアウト_02_賦課管理」
- ・「別紙 4 帳票レイアウト_02_賦課管理（収納）」
- ・「別紙 4 帳票レイアウト_02_賦課管理（滞納）」

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(2) 子ども・子育て支援金対応について

課題

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。）が令和6年6月5日に成立し、本改正法において、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとされた。

子ども・子育て支援金制度の主な内容は、以下の通りである。

- ①医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収
- ②医療保険者は被保険者等から徴収する保険料に納付金を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。

方針（結論）

制度施行時に必要となる機能については、市町村事務処理標準システム（以下「標準システム」という。）において整理が進められた。

（標準システムにおける対応方針の詳細については【別添①】基本設計の観点および方針について（子ども支援金）参照。）

事務局において、標準システムにおいて整理された内容をもとに検討を行い、国保標準仕様書（案）に反映した。

#	業務	標準システムにおける対応内容	
		概要	対応内容
1	賦課	子ども・子育て支援金分の保険料（税）率を設定する機能	子ども・子育て支援金分に係る保険料（税）率を設定可能とし、算定に必要な18歳以上均等割額及び軽減18歳以上均等割額を設定するための項目を追加する。
2		子ども・子育て支援金分を含め保険料（税）額を計算する機能	令和8年度以降の年度を賦課対象とし、確定賦課（本算定）、賦課更正（現年度更正及び過年度更正）を行う際、子ども・子育て支援金分を考慮し、保険料（税）額を計算する処理を追加する。
3		子ども・子育て支援金分に係る情報を登録し管理する機能	医療分、支援金分、介護分のデータ管理仕様と同様に子ども・子育て支援金分の情報を管理するテーブルを追加し、子ども・子育て支援金分の賦課情報を管理する。
4		子ども・子育て支援金分を含む賦課情報を収納サブシステム及び収納他システムへ連携する機能	賦課サブシステムが算定した子ども・子育て支援金分を含めた調定情報を収納サブシステムへ反映する処理を追加する。

3. 制度改正に関する要件の取り込みについて

(2) 子ども・子育て支援金対応について

方針（結論）

（前ページよりつづき）

#	業務	標準システムにおける対応内容	
		概要	対応内容
5	賦課	子ども・子育て支援金分に係る賦課情報を照会する機能	賦課状況照会において、「子ども分」の項目を追加し、子ども・子育て支援金分の調定額の内訳を表示するよう修正する。
6		子ども・子育て支援金分の算定明細を出力した納入通知書等を発行する機能	被保険者へ通知する納入通知書の賦課明細を出力する処理に、医療分、支援金分、介護分の賦課明細に加えて、子ども・子育て支援金分の賦課明細の出力を追加する。
7		子ども・子育て支援金分を考慮した集計、抽出を行う機能	賦課サブシステムから出力する各種一覧表、集計表において子ども・子育て支援金分に係る情報を表示する項目を追加する。
8		子ども・子育て支援金分を考慮した市町村基礎ファイル根拠情報を作成する機能	市町村基礎ファイルを作成するため、子ども・子育て支援金分の賦課限度額控除後所得額及び賦課限度額控除後資産税額を算出するための保険料率の入力機能とそれを基に市町村基礎ファイルを作成する処理を追加する。
9	収納	子ども・子育て支援金分を考慮した納付額の按分額を計算する機能	医療分、支援金分、介護分と同様に調定額内訳をもとに均等按分にて算出を行うよう処理を修正する。
10		子ども・子育て支援金分に係る情報を登録し管理する機能	画面表示、一覧・集計表作成時に子ども分の内訳額をもとに按分計算を行うため、内訳項目を管理しているテーブルへ「内訳7～10」の項目を追加する。
11		子ども・子育て支援金分に係る収納情報を照会する機能	収納情報照会画面において、子ども・子育て支援金分に係る保険料（税）調定額内訳、収納額内訳を表示するための項目を追加する。
12		子ども・子育て支援金分を考慮した集計、抽出を行う機能	各種一覧表、集計表において子ども・子育て支援金に係る調定額内訳項目、収納額内訳項目等の表示項目を追加する。
13		子ども・子育て支援金分を含む賦課情報を収納他システムへ連携する機能	統合収滞納管理システムとの連携機能において子ども分の内訳項目の入出力対応を行う。

標準仕様書への反映内容については、「【資料No3】国保標準仕様書【第1.4版】（案）」を参照。

4. 実装必須機能（経過措置対象）の整理について

課題

地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）において、令和4年度末に公開した標準仕様書（国保の場合【第1.1版】）に令和7年度末までに準拠し、かつ令和4年度末以降に公開された標準仕様書のうち制度改正等の政策上必要と判断されるものについても合わせて令和7年度末までに準拠するよう方針が示されてきた。

国保においては【第1.1版】の公開後、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応（令和6年12月2日施行）、子ども・子育て支援金対応（令和8年度施行予定）等、大型の制度改正が示されており、標準仕様書への準拠対応に加えて、これら制度改正に係るシステム改修についても優先的に対応を行う必要が生じているところ。

上記の状況から、ベンダ各社からは国保標準仕様書に示している全ての実装必須機能を令和7年度末までに実装することが困難な状況にあるとの声が挙がっているものの、基本方針で示されている令和7年度末の標準化期限について、国保単独で見直すことは困難であることから、国保の制度運営に直結しない利便性を目的とした実装必須機能については、時限を設けた標準オプション機能（以下「実装必須機能（経過措置対象）」という。）として扱う方針を、第1回検討会（令和6年8月22日開催）にてご承認いただいた。（適合基準日を遅らせることはしない。）

その後、令和6年12月24日に基本方針の改定版が公開され、現行システムから標準仕様書に準拠したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けると規定されている。

これらの経緯を踏まえ、経過措置対象機能を検討する必要がある。

第3回合同WTまでの検討の経緯

<第1回ベンダ分科会における検討>

本対応の進め方について第1回検討会にてご承認いただいたことを受け、事務局において対象候補と考える実装必須機能について、その理由も合わせて整理した。整理した結果（対象候補（案））について、令和6年11月28日から12月9日に掛けて第1回ベンダ分科会（書面開催）を実施し、いただいたご意見について、事務局にて確認した上で下記の方針にて整理することとした。

【ベンダ構成員意見を踏まえた対象候補（案）の整理方針】

- ① 事務局が対象候補とした機能については、対象候補機能の見直しを要するようなご意見はなかったため、事務局（案）のとおりとする。
- ② 事務局が対象候補とした機能以外に、対象候補に含めるようご意見をいただいた機能が約230機能あった。ご意見をいただいた機能の中には、横並び調整方針にて規定されている機能や、標準仕様書に定める他の機能要件では代替が困難な機能等が含まれていたことから、複数の分類を設けた上で、事務局において対象候補（案）への取込みの可否を判断し、振り分けを行った。整理した結果を次ページに示す。

4. 実装必須機能（経過措置対象）の整理について

第3回合同WTまでの検討の経緯

【ベンダ構成員意見を踏まえた対象候補（案）の整理方針（続き）】
② の整理結果（詳細については「【別添②】実装必須機能（経過措置対象）候補一覧（案）」の「ベンダ分科会（書面開催）での意見を踏まえた検討結果」欄参照。）

#	分類	方針の理由・判断基準	件数	対応状況
1	対象候補追加	いただいたご意見のとおり、国保の制度運営に直結しない利便性を目的とした機能や代替手段にて運用が可能な機能と考えられるもの。一部要件を分割して、経過措置対象の候補としてもよいと考えられるもの。	13	対象候補として追加
2	実装類型変更	いただいたご意見により改めて検討した結果、標準オプション機能へ変更することが適切と考えられるもの。一部要件を分割して標準オプション機能へ変更するもの。	14	標準オプション機能へ変更
3	必要機能	代替手段がない等により経過措置対象とすべきではないもの。	23	対応見送り
4	他業務との共通要件	共通機能標準仕様書や横並び調整方針等により示された機能であり、国保単独で経過措置対象とすべきではないもの。	4	
5	必須機能として検討済み	過去の検討において標準オプション機能から必須機能へ変更しており、過去の議論と相違することから、経過措置対象とすべきではないもの。	2	
6	理由不適當	経過措置対象とすべき理由の記載がない又は妥当ではないと思われる理由のもの。	47	
7	検討対象外	標準オプション機能に対するご意見であり、経過措置対象とする必要がないもの	128	

＜基本方針の改訂＞

上記の整理を行った一方、令和6年12月24日に閣議決定された基本方針において以下の規定が追加され、制度所管省庁及び地方公共団体が必要性を認めた機能については、標準化期限である令和8年4月1日以降に実装することも可とする経過措置が示された。

地方公共団体情報システム標準化基本方針（2024年12月24日閣議決定） 2.2（5）標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行（抜粋）

また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、**移行後の実装等を可能にする経過措置を設ける**こととする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

- ① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。
- ② 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する**省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和 10 年度（2028年度）末までに機能標準化基準（標準化法第 6 条第 1 項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。**

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和 9 年度（2027 年度）末までに所要の検討を行う。

4. 実装必須機能（経過措置対象）の整理について

第3回合同WTまでの検討の経緯

<第3回合同WTにおけるご意見と検討事項>

前ページに示した「②の整理結果」について、令和7年1月15日に実施した第3回合同WTにてご提示したところ、令和6年12月24日に閣議決定された基本方針の趣旨も踏まえ、システム外での対応含め代替運用が可能であるなど、標準仕様書に示す機能要件のとおり国保システムに実装されていない場合でも市町村の事務に支障がないと考えられる機能については対象とする等、経過措置対象の機能について幅広く検討して欲しいといったご意見を構成員からいただいた。合わせて、令和7年度末に向けた方針に関わる事項であり、可能な限り早期の決定を求めるご意見もいただいたところ。

WTでの議論の結果を踏まえ、標準仕様書【第1.4版】（案）でお示しする経過措置対象機能については、第1回検討会（令和6年8月22日開催）での決定に基づく国保単独の取組ではなく、令和6年12月24日に示された基本方針の変更の趣旨を踏まえた対応として位置づけることとし、以下のメリットについても考慮して新たな判定基準を設け、拡充を行うこととした。

<経過措置対象の拡充によるメリット>

・経過措置対象の機能を拡大することにより、国保業務において、システム開発の遅れ等により期限までに標準化対応が完了できないシステム（基本方針に規定された「特定移行支援システム」）が発生するリスクが軽減されることとなる。このことにより、市町村においても令和7年度末までの標準準拠システムへの移行が完了する可能性を高めることにも繋がる。

方針（結論）

<実装必須機能（経過措置対象）の判定基準の見直し>

実装必須機能（経過措置対象）の再整理にあたっては、新たに以下の基準を設定した。

- ・代替運用（システム外での対応を含む）が可能であり、市町村における業務に支障がないこと。
- ・令和7年度末の時点で、すべての国保システムにおいて標準化されていなかった場合であっても支障がないこと。

【留意事項】

- ◆経過措置対象機能については、本来、実装必須機能として規定されていたものであり、市町村における業務において重要な機能であることに変わりはなく、経過措置期限（令和10年度末を目途）までには実装されることを前提としている。
- ◆代替運用の方法については、システム開発事業者及び市町村において、システムの機能の実装状況や市町村の運用の実態を踏まえて、実現方法を検討する必要がある。
※代替運用については、現行機能（標準準拠前）の利活用や、新たにExcel等により代替運用を準備するといった対応を想定。

見直し後の判定基準により、改めて経過措置対象とする機能の振り分けを行った結果を次頁に示す。

4. 実装必須機能（経過措置対象）の整理について

方針（結論）

＜実装必須機能（経過措置対象）の対象＞

#	第3回合同WT時点の整理結果				第3回検討会時点（方針見直し後）の整理結果		
	分類	方針の理由・判断基準	件数	対応方針	件数	対応方針	対応方針を変更した理由
1	対象候補追加	いただいたご意見のとおり、国保の制度運営に直結しない利便性を目的とした機能や代替手段にて運用が可能な機能と考えられるもの。一部要件を分割して、経過措置対象の候補としてもよいと考えられるもの。	13	対象候補として追加	13	対象候補として追加 (変更なし)	-
2	実装類型変更	いただいたご意見により改めて検討した結果、標準オプション機能へ変更することが適切と考えられるもの。一部要件を分割して標準オプション機能へ変更するもの。	14	標準オプション機能へ変更	17 (※1)	標準オプション機能へ変更 (変更なし)	-
3	必要機能	代替手段がない等により経過措置対象とすべきではないもの。	23	対応見送り	22	対象候補として追加	実装必須機能（経過措置対象）の判定基準を見直したため
4	他業務との共通要件	共通機能標準仕様書や横並び調整方針等により示された機能であり、国保単独で経過措置対象とすべきではないもの。	4		4		実装必須機能（経過措置対象）の判定基準を見直したため（※2）
5	必須機能として検討済み	過去の検討において標準オプション機能から必須機能へ変更しており、過去の議論と相違することから、経過措置対象とすべきではないもの。	2		1		#3と同様
6	理由不适当	経過措置対象とすべき理由の記載がない又は妥当ではないと思われる理由のもの。	47		46		
7	検討対象外	標準オプション機能に対するご意見であり、経過措置対象とする必要がないもの	128		128	対応見送り (変更なし)	-

（※1）機能要件の内容を精査した結果、#3, 5, 6に分類していた機能各1件を#2に変更したため、17件に増加している。
（※2）国保の法令上又は制度上支障なく運用できることを前提に、実装必須機能（経過措置対象）としても問題ない旨、デジタル庁へ確認済み。

上記のとおり、第3回WT時点において対応見送りと整理していた#3～6の機能を対象候補として追加し、実装必須機能（経過措置対象）は86機能となった。

全国意見照会にあたっては、これらに加えて、第1回ベンダ分科会実施前に事務局にて対象候補とした機能（13ページ【ベンダ構成員意見を踏まえた対象候補（案）の整理方針】に示した①の機能）36機能を加えた計122機能について、実装必須機能（経過措置対象）としてお示しする。

4. 実装必須機能（経過措置対象）の整理について

方針（結論）

＜経過措置の期限＞

経過措置を行う期限について、第1回ベンダ分科会にてヒアリングした結果は以下のとおり。

- ・令和10年度末又はそれ以降：3社
- ・令和8年度末：3社
- ・経過措置とする必要なし：1社

いただいたご意見と基本方針にて示された内容を踏まえて事務局にて検討を行った結果、今回対象候補として整理した機能については、一律令和10年度末を経過措置期限と定めることとし、来年度以降改めて市区町村及びベンダの対応状況をヒアリングした上で、令和10年度末までに実装することが困難な状況が見込まれる場合には、該当の機能を標準オプション機能に変更する等の検討を行うこととする。

＜全国意見照会における実装必須機能（経過措置対象）の示し方＞

対象機能と経過措置を行う期限については、以下のとおり、機能・帳票要件に示して全国意見照会を行う予定。国保標準仕様書【第1.4版】公開時の示し方は引き続き検討を行う。

経過措置対象の機能に対し、経過措置期限及び対象とした理由を記載する。

機能ID	機能要件	実装区分		適合基準日	実装必須機能（経過措置対象）	
		指定都市	一般市区		経過措置期限	対象理由
0240127	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	◎	◎	令和8年4月1日	令和10年度末	帳票の業務委託をする場合において帳票データをCSV形式のテキストファイルに出力する機能は業務上必須ではあるが、帳票の印刷はPDF等のデータを用いるケースもあり、令和8年4月1日時点において全ての国保システムにおいて実装されている必要はないため。
0240129	宛名を印字する帳票において、宛名情報からカスタマーバーコードが出力できること。	◎	◎	令和8年4月1日		

5. その他修正

事務局において改めて国保標準仕様書の内容を見直した結果、修正要否の検討が必要と判断した内容について、以下に示す。なお、修正が必要と判断したものについては国保標準仕様書【第1.4版】（案）へ取り込んだ。

#	修正概要	修正方針	国保標準仕様書【第1.4版】（案）への取込有無	国保標準仕様書【第1.4版】（案）における修正対象
1	支給決定通知書 医療機関名称出力対応	高額療養費の支給簡素化が進み、被保険者が支給申請書で自身の受診実態を把握することなく高額療養費が支給されることが増えていることにより、高額療養費の支給決定通知書に「診療年月」及び「医療機関名称」を出力する必要性が高まっていると考えられる。 事務局において対応方針を検討した結果、医療機関ごとの診療情報を示した高額療養費支給決定通知書を出力する機能及び帳票要件を標準オプション機能として追加した。 【機能要件】 機能ID：0242828、0242829 【帳票】 給付30：国民健康保険高額療養費支給決定通知書	<u>取込済み</u>	(別紙2) 機能・帳票要件 (別紙3) 帳票詳細要件 (別紙4) 帳票レイアウト
2	印字不可の宛名 郵便番号対応	滞納管理の帳票において、宛名郵便番号が印字できない場合があることが判明したため、事務局において対応方針を検討した。 【印字できないパターン】 パターン①：権利者用の帳票は氏名と住所のみの入力であるため パターン②：執行機関向けの帳票は画面で宛名情報を入力できないため パターン③：利害関係人向けの帳票であるが、利害関係人の宛名郵便番号を保持していないため パターン④：宛先が個人向けではなく、宛名郵便番号を保持していないため 検討の結果、執行機関の名称・宛名所在地等は基本データリストにおいて任意項目とされていることから、「郵便番号」「住所」「氏名」については、標準オプション項目に変更した。	<u>取込済み</u>	(別紙3) 帳票詳細要件
3	税務標準仕様書の改版箇所の横並び見直し	令和6年8月末に公開された税務標準仕様書【第4.0版】の改版箇所を確認し、国保標準仕様書へ反映すべき要件があるか確認した結果、以下の反映を行うこととする。 (詳細は次ページに示す。) ① 財務会計システムへの連携機能を実装必須から標準オプション機能へ変更。 ② 「執行停止」の文言を、地方税法第15条の7のとおり「滞納処分の停止」へ修正。	① <u>取込済み</u> ② <u>取込予定</u>	① (別紙2) 機能・帳票要件 ② 別紙1～4全般を見直し予定
4	不支給決定通知書の項目の実装 類型変更	不支給決定通知書の内訳項目の実装類型が、支給決定通知書の実装類型と異なることのご意見をいただき、不支給決定通知書の内訳項目の実装類型を支給決定通知書にあわせて標準オプション項目に変更した。	<u>取込済み</u>	(別紙3) 帳票詳細要件

5. その他修正

(1) 税務標準仕様書の改版箇所の横並び見直し－財務会計システムへの連携機能の実装類型変更

課題

令和6年8月末に公開された税務標準仕様書【第4.0版】の改版箇所を確認し、国保標準仕様書へ反映すべき要件があるか確認する。

方針（結論）

事務局にて確認した結果、以下の影響があるため対応方針（案）を検討した。

① 財務会計システムへの連携機能の実装類型変更

国保標準仕様書で規定している以下の機能要件について、税務標準仕様書に基づき規定していたが、令和4年8月末に公開された税務標準仕様書【第2.0版】において、財務会計システム（標準化対象外システム）との連携機能については標準化対象外であることを理由として該当の機能が削除されている。

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分	
			指定 都市	一般市 区町村
13.9.1 年度繰越処理	0241701	財務会計側の年度繰越処理の元データを作成できること。	◎	◎

国保としては、税務に合わせて当該機能を削除することも検討したが、標準仕様書上から記載を削除することで実装不可機能として取り扱われることが懸念され、そうなった場合、既に実装を進めているベンダや当該機能を利用する予定のある市区町村に影響が生じることから、国保標準仕様書においては標準オプション機能として当該機能要件を残す方針とする。

なお、国保の機能別連携仕様において、国保システムから財務会計システムへ連携するためのインタフェースが以下のとおり規定されていたが、令和6年9月末に公開された【第4.0版】にて削除されていることを確認している。

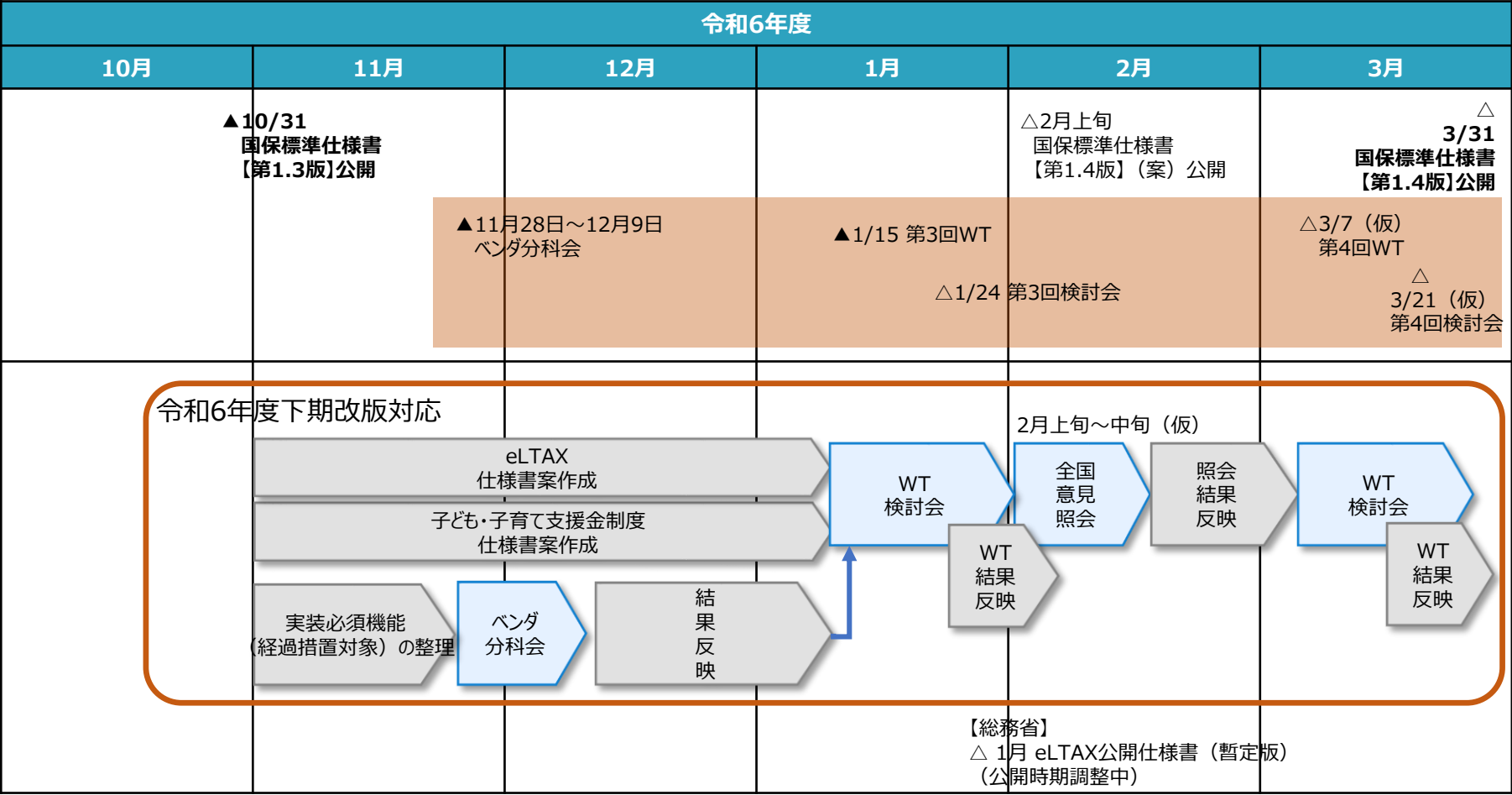
連携ID	枝番	標準仕様書関連箇所	連携機能名Lv1	連携機能名Lv2	機能説明	実装類型
0240029	00	0242449	財務会計システムへの情報提供のための連携インターフェース		①国民健康保険システムが、②財務会計システムに、③給付に関する支出情報を、④提供する	○

② 「執行停止」の文言の修正

税務標準仕様書において、「執行停止」の文言を地方税法第15条の7にあわせて「滞納処分の停止」へ修正されたため、国保標準仕様書においても同様に文言を修正することとした。
標準仕様書への反映については、令和7年2月頃に予定している全国意見照会までに対応予定。

6. 今年度下期スケジュール

令和7年3月末に予定している標準仕様書【第1.4版】の改版スケジュールを以下に示す。（グレーの網掛け箇所は事務局作業）



※ 記載している標準仕様書の版数は仮の版数となります。